






仕様書番号：第 6 号  
作成年月日：5. 1. 19  
作成責任者：事務官 官原哲史

# 事業系ゴミ収集運搬役務

宇都宮駐屯地業務隊

管理科長	営繕班長	企画係長	管財係	施設管理
				

# 特記仕様書

- 1 役務件名：事業系ゴミ収集運搬役務
- 2 役務期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 3 役務概要：駐屯地事業系ゴミの収集運搬
- 4 事業系ゴミ集積場所：栃木県宇都宮市茂原1-5-45 陸上自衛隊宇都宮駐屯地  
別紙第1「駐屯地事業系ゴミ集積所配置図」

5 事業系ゴミの種類及び予定数量

種類	事業系ゴミ（焼却、不燃、びん、缶、プラスチック容器包装等）
予定数量	60,000kg

6 収集運搬要領、条件等

- (1) 事業系ゴミは、関係法令等に基づき適正に収集運搬を行うものとする。また、請負者は宇都宮市の一般廃棄物収集運搬許可を受けているものとし、その許可証の写しを官側に提出するものとする。
- (2) 事業系ゴミの搬出は、週2回（火・金曜日）の午前9時から午前10時までの間を基準として収集運搬を実施するものとする。また、指定曜日が祝日等である場合はその前日の収集運搬を基準とする。ただし、曜日の臨時変更等については、官側との調整によるものとする。
- (3) 事業系ゴミ搬出後は、ゴミステーション内部及び周辺の簡易清掃を実施し、ゴミステーション周辺を清潔な状態に保つものとする。
- (4) 事業系ゴミの各月搬出量の確認は、当該月の搬出合計数量書を官側に提出するものとする。また、各日毎の処分場計量伝票を官側に提出するものとする。  
別紙第2「搬出数量書」
- (5) 搬出作業に伴い、既存施設を損傷した場合は請負業者の責任を持って原状回復するものとする。

役務件名	事業系ゴミ収集運搬役務	図面番号	1 / 1
種別	仕様書	縮尺	
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		

駐屯地事業系ゴミ集積所配置図

